

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		5G 投資促進税制の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		② 上記以外の税目	(所得税:外) (固定資産税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】    【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>—</p> <p>《要望の内容》</p> <p>Society5.0 の実現に向け、21 世紀の基幹インフラである5G 及びこれを支える光ファイバの整備を更に促進し、5G を活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力を強化するため、税制特例措置を新規に創設する。要望する税制特例措置の対象及び内容は以下のとおり。</p> <p>(1)ローカル5G 用無線局の免許人に対して、以下の内容の税制特例を措置。</p> <p>① 法人税及び所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除</li> </ul> <p>② 固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</li> </ul> <p>(2)認定を受けた開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回る数の基地局を開設した携帯電話事業者に対して、以下の内容の税制特例を措置。</p> <p>①法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除</li> </ul> <p>②固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</li> </ul> <p>(3)5G 基地局(開設計画に記載されている5G 基地局の数を上回って開設されるものに限る。)及びローカル5G 基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、以下の内容の税制特例を措置。</p> <p>① 法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除</li> </ul> <p>② 固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</li> </ul>

		<p>(4)5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備を複数事業者に対して使用させる事業者等に対して、以下の内容の税制特例を措置。</p> <p>① 法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得価額の 30%の特別償却又は5%の税額控除</li> </ul> <p>② 固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</li> </ul> <p>《関係条項》</p> <p>—</p>
5	担当部局	総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月                      分析対象期間:令和2~4年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	3年間
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>5G サービスの提供に必要となる ICT インフラの早期全国展開及び円滑導入を支援することにより、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>&lt;経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)&gt;</p> <p>Society5.0 の実現に向けて、2020 年度末までに全都道府県で 5G サービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度までの 5G 整備計画を加速する。</p> <p>&lt;まち・ひと・しごと創生基本方針 2019(令和元年6月 21 日)&gt;</p> <p>Society5.0 の実現に向けて、2020 年度末までに全都道府県で 5G サービスを開始するとともに、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度までの 5G 整備計画を加速する。</p> <p>&lt;世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月 14 日閣議決定)&gt;</p> <p>5G のサービスを支える基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの整備を進めるとともに、5G による地域課題解決に向けた開発実証を推進していく。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>V. 情報通信(ICT 政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>ローカル5Gは、工場、建設現場、病院、農地等、比較的小規模なエリアをカバーするため、5Gを自営通信用として活用するために割り当てられるものである。本年11月にローカル5G用無線局の免許申請が開始される予定であるが、ローカル5Gサービスの本格展開は来年度以降と見込まれている。</p> <p>ローカル5Gは、地域や産業分野の個別ニーズに合わせ、地域ごとの課題にきめ細かく対応できることから、その効果が多いに期待される一方、小規模エリアでの免許であるため、導入コストが低廉化していないローカル5G制度の運用開始時点では、ローカル5G導入による採算性を見込むことが容易でなく、ローカル5Gサービスの円滑な導入に懸念がある。</p> <p>このため、ローカル5G用無線局の免許人に対して、税制特例措置を講ずることにより、ローカル5Gの円滑な導入を推進する。具体的には、本税制により、2022年度末までに約1,500箇所におけるローカル5Gの導入を支援し機器の普及を促すことで、導入コストの低廉化・定額化をはかる。</p> <p>また、本年4月10日に我が国における最初の5G用周波数の割当てが実施された。しかしながら、国際的には一部の国で5Gサービスが既に開始される中、携帯電話事業者4社の開設計画では、5G基地局の開設予定数は5年間の認定期間の最終2年間に集中しており、特に本年度及び来年度の基地局の設置数は少数にとどまっている。</p> <p>5Gは、21世紀の基幹インフラとして様々な分野における社会課題解決、生産性向上、国際競争力強化の観点から、全国への速やかな整備が強く求められる。</p> <p>このため、認定を受けた開設計画に記載されている5G基地局の数を上回る数の基地局を開設した携帯電話事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5G基地局の早期全国展開を推進する。具体的には、現行開設計画において2022年度末累計約3.5万局とされている基地局整備を加速し、2022年度末までに約1.9万局の前倒し整備をはかる。</p> <p>加えて、5Gサービスの導入・展開に当たっては、それらを支える光ファイバの整備も必要不可欠となる。</p> <p>そのため、5G基地局(開設計画に記載されている5G基地局の数を上回って開設されるものに限る。)及びローカル5G基地局の開設に必要な光ファイバを設置する事業者に対して、税制特例措置を講ずることにより、5Gサービスの早期全国展開及び円滑導入を促進する。具体的には、2022年度末までに、5G基地局の前倒し整備をはかるもののうち半数である約9,500局についての光ファイバの追加整備を支援する。</p> <p>更に、5Gの導入に当たっては、移動通信システムの高速化・大容量化や高周波帯の利用のために基地局の小セル化や多セル化が必要となり、新たに多数の基地局を開設することが必要となる。</p> <p>しかしながら、空中線を設置するための鉄塔の設置場所やビル等の物理スペースが限られるだけでなく、景観上の問題から鉄塔等の設置が制約されることが多くなっており、鉄塔等の設備を複数事業者間で</p>
--	--------------------------	--

			<p>共同使用することがこれまで以上に重要となることが想定される。</p> <p>このため、5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備を複数事業者に対して使用させる事業者等に対して、税制特例措置を講ずることにより、鉄塔等の設備の共同使用を促進する。具体的には、2022 年度末までに、本税制により約 1,900 箇所における5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>導入コストが低廉化していない現時点では、ローカル5G 導入による採算性を見込むことが容易でないこと、また、5G 用周波数の割当てを受けた携帯電話事業者4社の開設計画では、5G 基地局の開設計画数は5年間の認定期間の最終2年間に集中しており、特に本年度及び来年度の基地局の設置数は少数にとどまっていることから、5G 関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、5G サービスの早期全国展開及び円滑導入が図られ、ひいては、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国産業の国際競争力強化を実現。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>＜適用見込み数＞</p> <p>令和2年度 159 件 令和3年度 209 件 令和4年度 309 件</p> <p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて適用見込数を試算しているため、法人税の特別償却適用見込み数は0件。</p>
		② 適用額	<p>＜適用見込み額＞</p> <p>令和2年度 469,504 百万円 令和3年度 427,819 百万円 令和4年度 416,741 百万円</p>
		③ 減収額	<p>＜減収見込み額＞</p> <p>【法人税】</p> <p>令和2年度 23,475 百万円 令和3年度 21,391 百万円 令和4年度 20,837 百万円</p> <p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算</p> <p>【法人住民税】</p> <p>令和2年度 3,028 百万円 令和3年度 2,759 百万円 令和4年度 2,688 百万円</p> <p>【法人事業税】</p> <p>令和2年度 0 百万円 令和3年度 0 百万円 令和4年度 0 百万円</p> <p>【固定資産税】</p> <p>令和2年度 0 百万円 令和3年度 2,944 百万円 令和4年度 5,005 百万円</p>

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>5G 関連設備への投資に対する租税特別措置を講ずることにより、ローカル5G 導入コストの低廉化・定額化、5G 基地局整備の前倒し及び5G 基地局の設置に必要な鉄塔等の設備の共同利用の促進に大きく寄与することが可能。</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>5G 関連設備への投資促進を図ることにより、日本全国で Society5.0 を実現するための基盤が整備され、様々な地域において地域経済の向上や地域課題解決が図られるとともに、我が国経済の国際競争力強化が図られることから、租税減を是認する効果があると考えられる。</p> <p>※ 株式会社三菱総合研究所「次世代 ICT インフラによる社会・経済的効果について」において、5G 等の次世代 ICT インフラ整備と活用による主な社会・経済的効果は 2030 年時点で約 73 兆円に達すると試算。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>5G サービスの提供に必要となる ICT インフラの早期全国展開及び円滑導入を支援することにより、多数の地域における経済活性化及び課題解決を実現するとともに、我が国経済の国際競争力強化を実現するという政策目標を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>5G は、都市部はもとより人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域をはじめとする地方において、様々な分野における活用が見込まれており、Society5.0 時代における地方創生の更なる推進に向けた必須の基幹インフラである。本税制措置は、こうした地方創生の更なる推進に資するものであることから、法人税及び所得税に加えて、固定資産税についても税制特例措置を適用することが適当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 5G 投資促進税制 減収見込額

## 1. 法人税（税額控除 5%）

令和 2 年度減収額：23,475（百万円）

令和 3 年度減収額：21,391（百万円）

令和 4 年度減収額：20,837（百万円）

## (1) ローカル 5G 基地局施設の無線設備

①投資見込額（令和 2 年度）：147,000（百万円）

※100 者当たり対象設備投資見込額

内訳：工場主や農業者等の地域事業者 50 者、CATV 事業者 40 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者

②投資見込額（令和 3 年度）：245,000（百万円）

※150 者当たり対象設備投資見込額

内訳：工場主や農業者等の地域事業者 80 者、CATV 事業者 60 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者

③投資見込額（令和 4 年度）：343,000（百万円）

※250 者当たり対象設備投資見込額

内訳：工場主や農業者等の地域事業者 160 者、CATV 事業者 80 者、ベンダー系事業者 5 者、電力系事業者等 5 者

④黒字法人比率：100%

⑤税額控除率：5%

⑥減税額（令和 2 年度）： $① \times ④ \times ⑤ = 7,350$ （百万円）減税額（令和 3 年度）： $② \times ④ \times ⑤ = 12,250$ （百万円）減税額（令和 4 年度）： $③ \times ④ \times ⑤ = 17,150$ （百万円）

## (2) 全国 5G 基地局施設の無線設備

①投資見込額（令和 2 年度）：210,100（百万円）

※4 者当たり対象設備投資見込額

内訳：携帯通信事業者（キャリア）4 者（以下②③も同様）

②投資見込額（令和 3 年度）：119,100（百万円）※4 者当たり対象設備投資見込額

③投資見込額（令和 4 年度）：48,040（百万円）※4 者当たり対象設備投資見込額

④黒字法人比率：100%

⑤税額控除率：5%

⑥減税額（令和 2 年度）： $① \times ④ \times ⑤ = 10,505$ （百万円）減税額（令和 3 年度）： $② \times ④ \times ⑤ = 5,955$ （百万円）減税額（令和 4 年度）： $③ \times ④ \times ⑤ = 2,402$ （百万円）

## (3) 光ファイバ

①投資見込額（令和 2 年度）：73,535（百万円）

※10 者当たり対象設備投資見込額

内訳：電力系事業者等 10 者（以下②③も同様）

②投資見込額（令和 3 年度）： 41,685（百万円）※10 者当たり対象設備投資見込額

③投資見込額（令和 4 年度）： 16,814（百万円）※10 者当たり対象設備投資見込額

④黒字法人比率：100%

⑤税額控除率：5%

⑥減税額（令和 2 年度）： $① \times ④ \times ⑤ = 3,677$ （百万円）

減税額（令和 3 年度）： $② \times ④ \times ⑤ = 2,084$ （百万円）

減税額（令和 4 年度）： $③ \times ④ \times ⑤ = 841$ （百万円）

#### （4）鉄塔

①投資見込額（令和 2 年度）： 38,869（百万円）

※45 者当たり対象設備投資見込額

内訳：携帯通信事業者 4 者、電力系事業者 10 者、CATV 事業者 25 者、その他鉄塔事業者 5 者（以下②③も同様）

②投資見込額（令和 3 年度）： 22,034（百万円）※45 者当たり対象設備投資見込額

③投資見込額（令和 4 年度）： 8,887（百万円）※45 者当たり対象設備投資見込額

④黒字法人比率：100%

⑤税額控除率：5%

⑥減税額（令和 2 年度）： $① \times ④ \times ⑤ = 1,943$ （百万円）

減税額（令和 3 年度）： $② \times ④ \times ⑤ = 1,102$ （百万円）

減税額（令和 4 年度）： $③ \times ④ \times ⑤ = 444$ （百万円）

## 2. 法人住民税

①令和 2 年度法人税減収額：23,475（百万円）

②令和 3 年度法人税減収額：21,391（百万円）

③令和 4 年度法人税減収額：20,837（百万円）

④法人住民税 12.9%

⑤減収額（令和 2 年度）： $① \times ④ = 3,028$ （百万円）

減収額（令和 3 年度）： $② \times ④ = 2,759$ （百万円）

減収額（令和 4 年度）： $③ \times ④ = 2,688$ （百万円）

## 3. 法人事業税

法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて計算したため適用額なし。

4. 固定資産税（取得後5年間課税標準1/2）

令和2年度減収額： 0（百万円）

令和3年度減収額：2,944（百万円）

令和4年度減収額：5,005（百万円）

（1）ローカル5G基地局施設の無線設備（耐用年数9年）

①令和2年度投資見込額（単年度）：147,000（百万円）※100者当たり対象設備投資見込額

②令和3年度投資見込額（単年度）：245,000（百万円）※150者当たり対象設備投資見込額

③令和4年度投資見込額（単年度）：343,000（百万円）※250者当たり対象設備投資見込額

④償却率：0.226

⑤半年償却率：0.113

⑥課税標準：1/2

⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

初年度減税額：{[投資見込額]－[投資見込額]×⑤} × (1-⑥) × ⑦

次年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④) × (1-⑥) × ⑦

3年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)<sup>2</sup> × (1-⑥) × ⑦

4年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)<sup>3</sup> × (1-⑥) × ⑦

5年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)<sup>4</sup> × (1-⑥) × ⑦

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	913	706	547	423	328		
令和3年度投資に係る減税額		1,521	1,177	911	705	546	
令和4年度投資に係る減税額			2,130	1,648	1,276	988	764
年度ごとの減税額合計	913	2,227	3,854	2,982	2,309	1,534	764

（2）全国5G基地局施設の無線設備（耐用年数9年）

①令和2年度投資見込額（単年度）：210,100（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額

②令和3年度投資見込額（単年度）：119,100（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額

③令和4年度投資見込額（単年度）：48,040（百万円）※4者当たり対象設備投資見込額

④償却率：0.226

⑤半年償却率：0.113

⑥課税標準：1/2

⑦固定資産税率1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

初年度減税額：{[投資見込額]－[投資見込額]×⑤} × (1-⑥) × ⑦

次年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④) × (1-⑥) × ⑦

3年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)<sup>2</sup> × (1-⑥) × ⑦

4年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)<sup>3</sup> × (1-⑥) × ⑦

5年度減税額：[投資見込額] × (1-⑤) × (1-④)<sup>4</sup> × (1-⑥) × ⑦

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	1,305	1,010	782	605	468		



令和3年度投資に係る減税額		739	572	443	343	265	
令和4年度投資に係る減税額			298	231	179	138	107
年度ごとの減税額合計	1,305	1,749	1,652	1,279	990	403	107

(3) 光ファイバ (耐用年数 10 年)

- ①令和2年度投資見込額 (単年度) : 73,535 (百万円) ※10者当たり対象設備投資見込額
- ②令和3年度投資見込額 (単年度) : 41,685 (百万円) ※10者当たり対象設備投資見込額
- ③令和4年度投資見込額 (単年度) : 16,814 (百万円) ※10者当たり対象設備投資見込額
- ④償却率 : 0.206
- ⑤半年償却率 : 0.103
- ⑥課税標準 : 1/2
- ⑦固定資産税率 1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

$$\begin{aligned} \text{初年度減税額} &: \{[\text{投資見込額}] - [\text{投資見込額}] \times ⑤\} \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{次年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{3年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{4年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^3 \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{5年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^4 \times (1-⑥) \times ⑦ \end{aligned}$$

(単位 : 百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	462	367	291	231	184		
令和3年度投資に係る減税額		262	208	165	131	104	
令和4年度投資に係る減税額			106	84	67	53	42
年度ごとの減税額合計	462	629	605	480	382	157	42

(4) 鉄塔 (耐用年数 40 年)

- ①令和2年度投資見込額 (単年度) : 38,869 (百万円) ※45者当たり対象設備投資見込額
- ②令和3年度投資見込額 (単年度) : 22,034 (百万円) ※45者当たり対象設備投資見込額
- ③令和4年度投資見込額 (単年度) : 8,887 (百万円) ※45者当たり対象設備投資見込額
- ④償却率 : 0.056
- ⑤半年償却率 : 0.028
- ⑥課税標準 : 1/2
- ⑦固定資産税率 1.4%

・年度ごとの投資に係る減税額の計算式

$$\begin{aligned} \text{初年度減税額} &: \{[\text{投資見込額}] - [\text{投資見込額}] \times ⑤\} \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{次年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④) \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{3年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^2 \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{4年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^3 \times (1-⑥) \times ⑦ \\ \text{5年度減税額} &: [\text{投資見込額}] \times (1-⑤) \times (1-④)^4 \times (1-⑥) \times ⑦ \end{aligned}$$

(単位 : 百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
令和2年度投資に係る減税額	264	250	236	222	210		
令和3年度投資に係る減税額		150	142	134	126	119	

令和4年度投資に係る減税額			60	57	54	51	48
年度ごとの減税額合計	264	400	438	413	390	170	48

以 上